

平成 28 年 6 月  
新潟市水道局経理課

入札参加者 各位

**建設業法施行令の一部を改正する政令にかかる  
技術者の適正配置について（通知）**

「建設業法施行令の一部を改正する政令」により、現行の取扱いに以下の改正がございますので、内容をご確認のうえ、適正な配置となるようお願いいたします。

記

**○ 改正内容**

下記【参考】のとおり変更となったため、主任技術者および監理技術者の専任にかかる金額および現場代理人の兼務にかかる金額について改正を行います。

・主任技術者および監理技術者の専任が必要になる金額

◆建築一式工事にあっては、5,000万円 → 7,000万円

◇建築一式工事以外にあっては、2,500万円 → 3,500万円

**【参考】建設業法施行令の一部を改正する政令**

・主任技術者および監理技術者の専任が必要になる金額

◆建築一式工事にあっては、5,000万円 → 7,000万円

◇建築一式工事以外にあっては、2,500万円 → 3,500万円

・特定建設業の許可および監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額

◆建築一式工事にあっては、4,500万円 → 6,000万円

◇建築一式工事以外にあっては、3,000万円 → 4,000万円

**○ 適用日**

平成 28 年 6 月 1 日

以上